

福県医発第2152号(地)

平成16年2月25日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



母子健康手帳の様式の改正について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

今般、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長より、母子健康手帳の様式の一部訂正について通知がなされ、日本医師会を通じ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

今回の改正は、結核予防法（昭和26年法律第96号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部が改正されたことを踏まえて行なわれたものであります。

改正省令の施行期日は、平成17年4月1日となっておりますが、改正省令附則第2項により、経過措置として、改正省令の施行の際、現にある改正省令による改正前の様式につきましては、当分の間これを取り繕って使用することができるとしております。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会関係会員への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

今後とも母子保健事業の円滑な実施にご協力いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

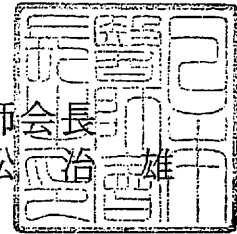
担当理事 毛利康茂



日医発第1132号(地Ⅲ222)
平成17年 2月 15日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
植松 治雄



母子健康手帳の様式の改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて今般、結核予防法、児童福祉法及び育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、母子健康手帳の様式が改正されました。厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長より、別添のとおり各都道府県・政令市・特別区母子保健主管部(局)長宛通知がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

今回の改正のうち母子保健法施行規則様式第3号の改正にかかる部分につきましては、別添1のとおり、平成17年2月3日に「母子保健法施行規則の一部を改正する省令」が公布されました。また、任意記載事項(様式の作成例)につきましても、別添2～6のとおり改正を行うこととしております。

なお、改正省令の施行期日は、平成17年4月1日となっておりますが、改正省令附則第2項により、経過措置として、改正省令の施行の際、現にある改正省令による改正前の様式につきましては、当分の間これを取り繕って使用することができるとしております。

また、省令様式及び任意記載事項部分の改正につきましては、厚生労働省健康局結核感染症課及び同省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課と協議済みとのことであります。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、貴会管下郡市区医師会等への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



雇児母発第0203001号
平成17年2月3日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



母子健康手帳の様式の改正について

母子保健事業の推進については、かねてより特段のご配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般、結核予防法（昭和26年法律第96号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部が改正されたことに伴い、母子健康手帳の様式を改正することとし、別紙のとおり各都道府県、政令市及び特別区母子保健主管部（局）長あて通知いたしました。

貴会におかれましても、今回の母子健康手帳の様式の改正について、貴会会員に周知いただくとともに、今後の母子保健事業の円滑な実施にご協力いただきますようお願いいたします。

雇児母発第0203001号

平成17年2月3日

各

都道府県
政令市
特別区

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

母子健康手帳の様式の改正について

母子保健事業の推進については、かねてより特段のご配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

さて、母子健康手帳につきましては、結核予防法（昭和26年法律第96号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部が改正されたことに伴い、改正することとしております。

このうち母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）様式第3号（以下「省令様式」という。）の改正にかかる部分については、この度、別添1のとおり、平成17年2月3日に「母子保健法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第13号。以下「改正省令」という。）」が公布されましたので通知いたします。

貴職におかれましては、今回の母子健康手帳の様式の改正の内容をご了知いただくとともに、管内市町村に対し、周知いただくようよろしくお願いいたします。

なお、改正省令の施行期日は、平成17年4月1日としておりますので、同日以降、各市区町村において交付する母子健康手帳のうち省令様式に係る部分については、改正省令による改正後の母子健康手帳の様式による必要があることから、各市区町村においても平成17年4月1日以降に交付する母子健康手帳の改正に遺漏なきようお願いいたします。（なお、改正省令附則第2項により、経過措置として、改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしております。）

また、母子健康手帳の様式の作成例として示している省令様式以外の部分（50頁以

降。以下「任意記載事項」という。)についても、下記のとおり改正を行うこととしたので、各市区町村において、平成17年4月1日以降に交付する母子健康手帳に、適宜、その内容を反映させるよう併せてお願いいたします。

なお、省令様式及び任意記載事項部分の改正につきましては、当省健康局結核感染症課及び当省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 省令様式(49頁まで)に係る部分

以下のとおり改める(別添1参照)

- ・46頁を改める。

2. 任意記載事項(様式の作成例)(50頁以降)に係る部分

- ・76頁を別添2のとおり改める。
- ・78頁を別添3のとおり改める。
- ・81頁を別添4のとおり改める。
- ・82頁を別添5のとおり改める。
- ・83頁を別添6のとおり改める。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○母子保健法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三）

〔告 示〕

○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件（総務一九三）

○日本国に帰化を許可する件（法務七七）

○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正へのリベリアの加入に関する件（外務七〇）

○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（締約国の第九回会合において採択されたもの）へのリベリアの加入に関する件（同七二）

○千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約へのモルディブの加入に関する件（同七二）

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件（同七三）

○保安林の指定をする件

（農林水産二二五、二三〇）

○保安林の指定を解除する件

（同二二一、二四四）

○漁港管理者の選定の届出があった件

（同二四五、二四八）

○財団法人日本海事協会から審査又は検査を行う事業所について変更の届出があった件（国土交通一三四）

○財団法人日本海事協会から検査を行う事業所について変更の届出があった件（同一三五、一三六）

○財団法人日本海事協会から相当確認、承認又は交付を行う事業所について変更の届出があった件

（同一三七）

○日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の所在地の変更の届出があった件（同一一三八）

○保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を指定した件（同一一三九）

○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件

（同一一四〇）

○道路に関する件

（東北地方整備局八、九）

○都市計画に関する件

（中国地方整備局七）

○道路に関する件

（九州地方整備局一四、一五）

○道路に関する件

（九州地方整備局一四、一五）

○道路に関する件

（九州地方整備局一四、一五）

○道路に関する件

（九州地方整備局一四、一五）

○道路に関する件

（九州地方整備局一四、一五）

○道路に関する件

（九州地方整備局一四、一五）

○道路に関する件

（九州地方整備局一四、一五）

○道路に関する件

（九州地方整備局一四、一五）

○道路に関する件

九

九

八

七

六

五

四

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

中部地方整備局公示（中部地方整備局）

国家試験

平成十六年度一級及び二級建築施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明

書交付申請の受付（国土交通省）

平成十六年度一級及び二級電気工事施工管理技術検定合格者の公告及び合格

証明書交付申請の受付（同）

公聴会

特定ガス供給約款の設定の認可及び一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）

〔資 料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、投資顧問業者営業保証金取戻し関係

裁判所

相続、失踪、除権判決、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

省 令

○厚生労働省令第13号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年二月二日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

母子保健法施行規則の一部を改正する省令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中四十六ヶ所を次のように定める。

予 防 接 種 の 記 録

Immunization Record

BCG

接種年月日 Y/M/D (年齢)	ロット Lot. No	接種者署名 Physician	備 考 Remarks

ジフテリア・百日せき・破傷風混合（DPT）

Diphtheria・Pertussis・Tetanus combined

時 期	ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー／ロット Manufac- turer / Lot. No.	接種者署名 Physician	備 考 Remarks
第1期 初回	1回				
	2回				
	3回				
第1期 追加					

○薬剤などのアレルギー記入欄

—46—

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の経緯にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り替へて使用することとなる。

省 令

○経済産業省令第百九十三号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために採られた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成十七年二月二日

経済大臣 藤生 太郎

指定統計の名称 通商産業省企業活動基本統計及び経済産業省企業活動基本統計

調査票の使用目的 独立行政法人経済産業研究所が、「日本企業の国際化研究会」における研究の一環として、日本企業の海外活動の実態を把握し、日本経済等に与える影響を分析するため、平成四年及び平成七年から平成十二年までの各年分の通商産業省企業活動基本調査企業活動基本調査票並びに平成十三年から平成十五年までの各年分の経済産業省企業活動基本調査企業活動基本調査票（いずれも磁気媒体に転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用上の範囲 経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室の経済産業省企業活動基本調査担当職員、独立行政法人経済産業研究所フナカルライフエロー 榎田秀太郎、経産局及び榎田新造並びに同研究所研究グループ計画分析・データ担当の「日本企業の国際化研究会」担当職員、慶應義塾大学経済学部助教渡岡井啓希並びに専修大学経済学部専任講師 伊藤麗子

○経済産業省令第百七十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成十七年二月二日

経済大臣 榎田秀太郎

住所 札幌市中央区南十八条西8丁目2番33-303号

胡建偉 昭和42年6月23日生

住所 東京都葛飾区新小岩1丁目33番9号

竺偉明 昭和30年3月6日生

住所 東京都港区元麻布2丁目14番21-101号

李昌翰 昭和48年10月18日生

住所 神奈川県高座郡寒川町小動47番地3

呂政芳 昭和50年12月17日生

住所 愛知県愛知郡長久手町氏神前201番地

朴雅晶 昭和45年3月10日生

住所 愛知県豊田市平山町6丁目46番地35

尹雪子 昭和49年4月4日生

住所 北九州市八幡西区陣原3丁目21番5号

沈在燮 昭和28年1月2日生

沈勇子 昭和30年2月1日生

沈恵子 昭和56年6月14日生

沈智子 昭和59年2月5日生

沈京燮 昭和32年3月4日生

住所 熊本市水前寺5丁目24番13号

沈載明 昭和54年8月21日生

住所 福岡県浮羽郡浮羽町大字東隈上85番地3

馬雪晶 昭和54年3月13日生

住所 京都市北区大將軍南一条町38番地39

徐惠美 昭和52年3月2日生

住所 佐賀市本庄町大字末次445番地

金俊一 昭和52年9月29日生

住所 東京都渋谷区神宮前4丁目10番1号

孫香奈 昭和56年2月2日生

住所 兵庫県西宮市小松東町3丁目8番12号

金元泰 昭和49年1月1日生

住所 東京都板橋区高島平2丁目26番4-814号

石埴 昭和45年8月2日生

住所 大阪府吹田市津雲台3丁目1番A19-104号

姜在若 昭和38年1月14日生

陳琳琳 昭和43年1月10日生

姜曉超 平成7年1月5日生

住所 千葉県八千代市八千代台東6丁目6番4号

浩莉 昭和45年6月3日生

住所 千葉県稲毛区作草郡町653番地13

レニター・ヴィッラ・キシダ 昭和41年11月23日生

キエイシイ・ロイス・ヴィッラ・キシダ 平成3年10月21日生

住所 茨城県鹿島郡神栖町知手中央6丁目5番7号

ナオキ・ビゴロア 平成6年4月12日生

住所 東京都八王子市東浅川町520番地

李仁善 昭和56年2月21日生

住所 東京都福生市大字熊川1655番地3

趙秀霞 昭和41年5月7日生

住所 静岡県富士宮市黒田289番地

馬丹 昭和44年12月7日生

千多 平成5年11月28日生

◎予防接種を受ける時期：次の表を参考にしてください。

予防接種の種類	法律等で定められている期間・回数	望ましい時期
BCG	生後6か月未満(1回)	生後6か月未満
ポリオ	生後3～90か月未満 6週間以上の間隔を置いて2回	生後3～18か月
ジフテリア 百日せき 破傷風	1期初回：生後3～90か月未満 ※ 3～8週間隔で3回 1期追加：生後3～90か月未満 ※ 1期初回終了後、6か月以上の間隔を 置いて1回 2期：11歳、12歳 DT(ジフテリア・破傷風混合)ワクチンを 1回	生後3～12か月 初回接種終了後 12～18か月後 11歳
麻しん(はしか)	生後12～90か月未満 (1回) ※※	生後12～15か月
風しん(三日はしか)	生後12～90か月未満 (1回)	生後12～36か月
日本脳炎	1期初回：生後6～90か月未満 1～4週間隔で2回 1期追加：生後6～90か月未満 1期初回終了後、おおむね1年後に1回 2期：9歳～13歳未満 (1回) 3期：14歳、15歳 (1回)	3歳 4歳 9歳 14歳

※)通常、DPT(ジフテリア・百日せき・破傷風混合)ワクチンを接種します。百日せきにかかったことが明確な場合は、DTワクチンを接種します。

※※)麻しん(はしか)の予防接種は、1歳になったらできるだけ早めに受けるようにしましょう。

- 76 -

改
正
案

◎予防接種を受ける時期：次の表を参考にしてください。

予防接種の種類	法律等で定められている期間・回数	望ましい時期
BCG	4歳になるまでに1回	乳児期
ポリオ	生後3～90か月未満 6週間以上の間隔を置いて2回	生後3～18か月
ジフテリア 百日せき 破傷風	1期初回：生後3～90か月未満 ※ 3～8週間隔で3回 1期追加：生後3～90か月未満 ※ 1期初回終了後、6か月以上の間隔を 置いて1回 2期：11歳、12歳 DT(ジフテリア・破傷風混合)ワクチンを 1回	生後3～12か月 初回接種終了後 12～18か月後 小学校6年
麻しん(はしか)	生後12～90か月未満 (1回) ※※	生後12～15か月
風しん(三日はしか)	生後12～90か月未満 (1回)	生後12～36か月
日本脳炎	1期初回：生後6～90か月未満 1～4週間隔で2回 1期追加：生後6～90か月未満 1期初回終了後、おおむね1年後に1回 2期：9歳～13歳未満 (1回) 3期：14歳、15歳 (1回)	3歳 4歳 小学校4年 中学校2年

※)通常、DPT(ジフテリア・百日せき・破傷風混合)ワクチンを接種します。百日せきにかかったことが明確な場合は、DTワクチンを接種します。

※※)麻しん(はしか)の予防接種は、1歳になったらできるだけ早めに受けるようにしましょう。

- 76 -

現
行

主な母子医療の公費負担制度

- ◎ 妊娠中毒症などに対して
妊産婦が次の病気にかかり、入院が必要な場合、医療費が支給されます。

妊娠中毒症、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患

- ◎ 未熟児に対して
からだの発育が未熟なまま生まれた新生児で、入院などが必要な場合、公費で医療が受けられます。

- ◎ 小児慢性特定疾患に対して
次の病気にかかった場合、公費で医療が受けられます。また、日常生活用具が支給されます。

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患

- ◎ 身体障害児に対して
公費で身体の障害についての医療が受けられます。また補装具が支給されます。

いずれの事業も、病気の内容や所得などに応じて制限がありますので、保健所などに相談してください。

- 78 -

改

正

案

主な母子医療の公費負担制度

- ◎ 妊娠中毒症などに対して
妊産婦が次の病気にかかり、入院が必要な場合、医療費が支給されます。

妊娠中毒症、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患

- ◎ 未熟児に対して
からだの発育が未熟なまま生まれた新生児で、入院などが必要な場合、公費で医療が受けられます。

- ◎ 小児慢性特定疾患に対して
次の病気にかかった場合、公費で医療が受けられます。

悪性新生物、慢性腎疾患、ぜんそく、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、神経・筋疾患

- ◎ 身体障害児に対して
公費で身体の障害についての医療が受けられます。また補装具が支給されます。

いずれの事業も、病気の内容や所得などに応じて制限がありますので、保健所などに相談してください。

- 78 -

現

行

働く女性・男性のための出産、育児に関する制度

◎産前・産後の健康管理

・妊産婦（妊娠中及び出産後1年を経過しない女性）は、事業主に申し出ることにより、次の保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができます。

○妊娠23週までは4週に1回

○妊娠24週から妊娠35週までは2週に1回

○妊娠36週以後出産までは1週に1回

ただし、医師や助産師の指示でこれを上回ることもあります。

・妊産婦が医師などの指導を受けた場合には、その指導事項を守ることができるよう、事業主は、勤務時間の変更、勤務の軽減など必要な措置を講じなければなりません。

これらの措置には、妊娠中の通勤緩和、休憩に関する措置、つわりや切迫流・早産等の症状などに対応する措置が含まれます。

*医師などから母体又は胎児の健康保持等について受けた指導を職場に的確に伝達するために「母性健康管理指導事項連絡カード」（別添様式）をご利用ください。

◎産前・産後・育児期の労働

・妊産婦は、事業主に請求することにより、時間外労働、休日労働、深夜業（午後10時から午前5時までの間の労働）が免除されます。

・妊産婦は、重量物を取り扱う業務などの一定の有害な業務への就業が制限されています。

・妊娠中は、事業主に請求することにより、他の軽易な業務に変わることができます。

- 81 -

改
正
案

働く女性・男性のための出産、育児に関する制度

◎産前・産後の健康管理

・妊産婦（妊娠中及び出産後1年を経過しないもの）は、事業主に申し出ることにより、次の保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができます。

○妊娠23週までは4週に1回

○妊娠24週から妊娠35週までは2週に1回

○妊娠36週以後出産までは1週に1回

ただし、医師や助産婦の指示でこれを上回ることもあります。

・妊産婦が医師などの指導を受けた場合には、その指導事項を守ることができるよう、事業主は、勤務時間の変更、勤務の軽減など必要な措置を講じなければなりません。

これらの措置には、妊娠中の通勤緩和、休憩に関する措置、つわりや切迫流・早産の症状などに対応する措置が含まれます。

*医師などの指導事項（妊産婦の母体又は胎児の健康保持のため事業主がとるべき措置）を職場に的確に伝達するために「母性健康管理指導事項連絡カード」（別添様式）をご利用ください。

◎産前・産後・育児期の労働

・妊産婦は、事業主に請求することにより、時間外労働、休日労働、深夜業（午後10時から午前5時までの間の労働）が免除されます。

・事業主は、妊産婦を重量物を取り扱う業務などの有害な業務に就かせてはならないことになっています。

・妊娠中は、事業主に請求することにより、他の軽易な業務に変わることができます。

- 81 -

現
行

・ 1歳未満の子を育てる女性は、事業主に請求することにより、1日2回少なくとも各30分の育児時間をとることができます。 ◎産前・産後の休業 ・産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）は、事業主に請求することにより、休業することができます。 ・産後8週間は、事業主は、その者を就業させることができません。ただし、産後6週経過後に医師が支障がないと認めた業務については、本人の請求により、就業させることができます。 ◎育児休業など男女労働者の育児のための制度 ・子が1歳に達するまでの間、事業主に申し出ることにより、父親、母親のいずれでも育児休業をとることができます。 <u>なお、子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで育児休業をとることができます。</u> ＊父親の育児休業について 配偶者がいわゆる専業主婦である場合には育児休業の対象から除外する旨の労使協定が締結されていても、配偶者が負傷・疾病などにより子を養育することが困難である場合や、配偶者が6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定である場合、産後8週間を経過していない場合などには、専業主婦の配偶者も育児休業をとることができます。 ・事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者について、次のいずれかの措置を講じなければなりません。 ○育児休業に準ずる措置 ○短時間勤務制度 ○フレックスタイム制	改 正 案
・ 1歳未満の子を育てる女性は、事業主に請求することにより、1日2回少なくとも各30分の育児時間をとることができます。 ◎産前・産後の休業 ・産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）は、事業主に請求することにより、休業することができます。 ・産後8週間は、事業主は、その者を就業させることができません。ただし、産後6週経過後に医師が認めた業務については、本人の請求により、就業させることができます。 ◎育児休業など男女労働者の育児のための制度 ・子が1歳に達するまでの間、事業主に申し出ることにより、父親、母親のいずれでも育児休業をとることができます。 ＊父親の出産休暇などについて 配偶者がいわゆる専業主婦・夫である場合には育児休業の対象から除外する旨の労使協定が締結されていても、配偶者が負傷・疾病などにより子を養育することが困難である場合や、男性労働者の配偶者が6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定である場合、産後8週間を経過していない場合などには、専業主婦・夫の配偶者も育児休業をとることができます。 ・事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者について、次のいずれかの措置を講じなければなりません。 ○育児休業制度 ○短時間勤務制度 ○フレックスタイム制 ○始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ○所定外労働の免除 ○託児施設の設置運営、育児費用の援助措置	現 行

改
正
案

○始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
○所定外労働の免除
○託児施設の設置運営、育児費用の援助措置
・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、深夜業（午後10時から午前5時までの間の労働）が免除されます。
・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、1年につき150時間、1か月につき24時間を超える時間外労働が免除されます。
・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために休暇をとることができます。

以上の問い合わせ先 各都道府県労働局雇用均等室

◎出産育児一時金・出産手当金など
・出産後には、出産育児一時金や出産手当金などが支給される制度があります。また、育児休業期間中には、社会保険料が免除される制度もあります。

問い合わせ先 勤務先、社会保険事務所、健康保険組合など

◎育児休業給付
・育児休業を取得したときは、一定の要件を満たした場合に、雇用保険から休業前賃金の40%相当額の育児休業給付が支給される制度があります。

問い合わせ先 公共職業安定所（ハローワーク）

現
行

・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、深夜業（午後10時から午前5時までの間の労働）が免除されます。
・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、1年につき150時間、1か月につき24時間を超える時間外労働が免除されます。

以上の問い合わせ先 各都道府県労働局雇用均等室

◎出産育児一時金・出産手当金など
・出産後には、出産育児一時金や出産手当金などが支給される制度があります。また、育児休業期間中には、社会保険料が免除される制度もあります。

問い合わせ先 勤務先、社会保険事務所、健康保険組合など

◎育児休業給付
・育児休業を取得したときは、一定の要件を満たした場合に、雇用保険から休業前賃金の40%相当額の育児休業給付が支給される制度があります。

問い合わせ先 公共職業安定所（ハローワーク）